

規制影響分析書

(様式1)

規制の名称	国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における動植物の放出等の規制		
担当部局	環境省自然環境局国立公園課 同 自然環境計画課	電話番号：03-5521-8279 電話番号：03-5521-8275	e-mail：shizen-kouen@env.go.jp
評価実施日	平成17年10月6日		
政策目的	国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における優れた景観及び原生の自然環境の維持を図るため、必要に応じ当該地域における景観や自然環境の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を制限し、もって国民の健康で文化的な生活の確保等に寄与するもの。		
規制の内容	国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)を要許可行為として追加する。また、原生自然環境保全地域内において動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)を要許可行為として追加する。 根拠条文 自然公園法第14条第3項第10号及び自然環境保全法第17条第1項第14号		
期待される効果	許可を要する行為に動物の放出等を加えることにより、人為的に放出された動植物による優れた景観や自然環境への被害を未然に防止することができる。		
想定される負担	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)が原則としてできないこととなる。(家畜の放牧及び木竹の植栽については、自然公園法第14条において既に規制されている。) ○新たに原生自然環境保全地域内において動物を放つことが原則としてできないこととなる。(家畜の放牧、木竹の植栽並びに木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくことについては、自然環境保全法第17条及び同法施行令第3条において既に規制されている。) ○国民が生活の維持のためにこれらの行為を行うことは通常想定されないが、学術研究等の目的で実施する場合は、許可申請のためのコストが生じる。 ○外来生物対策は、①侵入の予防、②早期発見早期対応、③まん延した種の防除の3段階の対策があるが、①が最もコストがかからないと言われている。国立・国定公園の特別保護地区等における規制は現に国や都道府県によって実施されており、本規制が追加されることによる行政コストの増加はほとんどないものと考えられる。 		
想定できる代替手段との比較考量	優れた景観や自然環境への外来生物による被害を未然に防止するためには、侵入を予防することが最も効果的であり、許可を要する行為に動物の放出等を加える必要がある。規制以外の方法では、人為的に放たれた動植物による被害が生じていないか常時モニタリングを実施し、被害が生じた場合には防除を実施することが必要となる。これらに要するコストは非常に膨大なものとなるため、本規制の追加が最も効果的である。		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成14年4月 衆議院環境委員会) ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する附帯決議(平成16年6月 衆議院環境委員会) ○外来生物問題に関する総合的な取組について(平成16年9月 中央環境審議会 外来生物対策小委員会 委員長談話) 		
レビュー時期	平成22年12月末に行う。		